

季節保育

・1歳2月程度から就学前までの保育に欠ける子30人

※追分地区の旭、向陽、美園、春日、豊栄、弥生地区に居住、又は農業に従事している等、家庭内外で就労しているため保育ができない等の条件があります。

追分保育園（私立）

通年保育

・生後7月程度から就学前までの保育に欠ける子45人

保育時間・保育料等

保育時間、保育料、開設日等については、各園により異なりますので、下記申込場所にて募集要領、申込書類をお受け取りのうえ、ご確認ください。

申込場所

はやきた子ども園

はやきた子ども園

☎2510

早来住民総合相談室

☎2511

旭保育園・追分保育園

健康福祉課福祉グループ

（追分庁舎）☎4556

申込期間 平成23年1月4日

（火）～1月31日（月）

問合せ 健康福祉課福祉グループ子育て支援担当

☎4556

※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

税務署からのお知らせ

相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたのでお知らせします。これにより、平成17年から平成21年分までの各年分について所得税が納め過ぎとなつている方につきましては、その納め過ぎとなつて

いる所得税が還付となります。お手数をお掛けしますが、必要な手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。か、苦小牧税務署にお問い合わせください。

※平成17年分については、平成22年12月末が還付手続きの期限となりますので、お早目に手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかつた方も対象となります。

※今回の取扱いの変更の対象となる可能性のある方には、生命保険会社等の「保険年金」取扱い各社から、国税庁作成のパンフレットと併せて還付手続きに必要な年金情報等が個別に通知される予定です。ただし、源泉徴収がされていない方や住所変更等により生命保険会社等が現住所を把握していない場合などは、通知が届きませんので生命保険会社等に確認をお願いします。

問合せ 苦小牧税務署

☎0144・32・3165

問合せ 苦小牧税務署

☎0144・32・3165

年末年始のごみ収集について

12月31日（金）～1月3日（月）

上記の期間、ごみ収集を休みます。自己搬入の受付も行いませんので、ご協力をお願いします。

1月4日（火）からは通常どおり、ごみ収集及び自己搬入の受付を行います。

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎23151

広告欄



安平町から直送します! ホンモノの雪ダルマ

雪ダルマは通年お届けいたします。

問い合わせ先・販売元

郵便振込口座番号 02720-2-27677
加入者名 ハヤキタユキダルマカイ
〒059-1501 安平町早来大町129
(☎0145-22-4428)

雪ダルマA（左）
4,000円 重量3kg
雪ダルマB（右）
5,000円 重量7kg
※郵送料・消費税込

広告欄



コチョウラン 胡蝶蘭

現地販売 実施中



12月24日（金）まで 午前10時～午後3時
ラッピング・発送など承ります。
高品質のコチョウランをぜひ一度ご覧ください。

(有)早来アグリファーム

ホームページ

早来アグリファーム

検索

クリック!

安平町早来新栄4-1 TEL・FAX 0145-22-3447
年中無休 FAX 24時間受付

作業の都合上、お電話に出られない時がありますので、ご了承ください。（お急ぎの方はこちらへ 090-7519-1947 横澤）